

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

（昭和 28 年 4 月 1 日条例第 35 号）

（設置）

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	大阪市住宅審議会	市長の諮問に応じ、市営住宅の管理その他住宅施策に関する重要事項の調査審議に関する事務

（委任）

第 2 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

※他の執行機関及び附属機関等、附則は省略しています。

※全文については、大阪市ホームページ「[条例、審議会情報](#)」にてご覧ください。